

電子入札心得

岩手中部水道企業団

(趣旨)

第1条 この心得は、入札心得に定めるもののほか、岩手中部水道業団（以下「企業団という。）が電子入札システム（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。以下「システム」という。）を利用して行う条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 条件付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が当該入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき、又は破産者で復権を得ない者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加予定者が、前項に該当したときは、企業団において特別な理由がある場合を除くほか、当該資格確認及び指名を取り消す。

3 入札参加予定者が、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第3条 岩手中部水道企業団契約規程（以下「規程」という。）第6条第2号に規定する要件に満たすものは、入札保証金を免除する。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、企業団から指示された設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、質問書を提出し回答を求めることができる。

2 設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、それを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。

3 入札日時を過ぎても入札書がシステムのファイルに記録されていない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(システムの利用資格等)

第7条 システムを利用できる者は、企業団の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2 代表者及び受任者並びに代理人は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、システム利用開始前に、システムよりICカードの利用者登録をしなければならない。

(入札書)

第8条 入札参加者は、定められた期間内に入札書をシステムにより提出しなければならない。ただし、工事費内訳書(建設関連業務委託の場合においては、業務委託費内訳書。以下同じ。)の提出を求められた場合にあっては、工事費内訳書を入札書に添付して、システムにより提出するものとする。

2 入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載するものとする。

3 入札書を提出した場合は、提出した入札書等が受け付けられたことを確認すること。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第10条 契約担当者がやむを得ない事由により入札の続行を困難と認めた場合は、従来の紙による入札方式に変更することがある。その際には、本心得は適用せず、入札心得等に基づいて入札を行うこととする。

2 入札参加者が第6条の規定に抵触したおそれがあるとき等、契約担当者が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、若しくは保留し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと

判断したときは、入札を中止するものとする。

3 前項の規定により契約担当者が調査を行うとき、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止とすることがある。

(開札)

第11条 開札は、企業団が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。ただし、調査を行う場合等、必要があると認める場合は公表しないことがある。

(入札の無効)

第12条 入札の無効については、岩手中部水道企業団電子入札実施要領第15条に定めるところによる。

(落札者)

第13条 予定価格以下の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者がシステムの入札書画面に入力したくじ番号に従い、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

3 条件付一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で、最低かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者は、入札参加資格に関し必要な書類を、指定した日時までに提出することとする。また、事後審査において入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者とする。